

給食調理業務委託園別仕様書

- 1 園 名 栃木市おおつか保育園
- 2 所 在 地 栃木市大塚町640番地1
- 3 対 象 者 保育園児、職員、その他担当課長が認めた者
- 4 食 数

(1) 100食程度、日々園長等が指定する食数

(2) 令和9年度見込み数

(1日当たりの食数)

離乳食	乳児食	幼児食	職員食	その他	合計
5	20	49	22	4	100

注1：令和10年度、令和11年度については、前年度末に園長等が指定する。

注2：「乳児食」は、2歳児クラスまで、「幼児食」は、3歳児クラス以上

注3：「その他」は、検食、保存食、サンプル食等

食物アレルギー対応食（令和8年度） 3名（卵、乳）

- 5 給食内容 幼児食、乳児食、離乳食、食物アレルギー対応食、おやつ
（手作りおやつ週2～3回程度あり）、延長保育おやつ
※毎週木曜日は米飯を提供、年に数回パン食

- 6 給食時間（食事時間）
（月曜日～金曜日）

食事内容	食 事 時 間	備 考
午前おやつ	10:00～10:30	乳児 幼児 麦茶のみ (水分補給必要時)
昼食	11:15～12:00 11:30～12:15	乳児 離乳食含む 幼児
午後おやつ	15:00～15:30	全員 週2～3回程度手作りおやつ
延長保育おやつ	18:30～18:45	全員

※ 園行事及びクラス別活動等により変更がある場合は、その都度園長と協議すること。

- 7 盛り付け・配膳

(1) 給食は、個別の食器に盛り付け、所定の配膳棚または配膳車に必要な食器具一式を用意する。片付けは、園職員が調理室に運ぶ。

(2) サンプル食（昼食及び午後の手作りおやつ）の展示及び展示ボードへ献立の記入を行う。（昼食は作成後、午後の手作りおやつは午後3時まで）

- (3) 延長保育のおやつは、指定場所に用意する。
- (4) その他、行事及び特別事項については、園長の指示による。

8 施設管理

- (1) 利用時間は原則午前7時30分からとし、玄関より入り、職員室に立ち寄り園に出勤の報告をする。
- (2) 業者が搬入する物品を受け取り、検収を行う。
- (3) 退勤の際は、職員室に立ち寄り園に退勤の報告をする。
- (4) 調理室横のトイレを使用する。清掃は、園業務員が行う。

9 その他の特記事項

- (1) 食物アレルギー児については、個別対応とする。また、間違いのないように以下のような工夫をし、対応すること。
 - ①食材発注時、アレルギー対応食材は除去が必要なアレルゲンを記入し、検収時に除去対象のアレルゲンが含まれていないことを確認する。また、アレルギー対応食材が搬入され受け取り後は、園長又は主任に原料名等を見せ、確認日の記入と確認印をもらう。
 - ②専用の食器等を利用する。また、専用トレーに名札等をつけ、配膳場所を特定する。
 - ③配膳受け渡し時に、業務従事者と保育士でアレルギーカードを基に、必ず声を掛け合い食物アレルギー対応食が適切であるか確認をする。
- (2) 土曜日は、はこのもり保育園にて合同保育となる。土曜保育を利用する園児の食物アレルギー対応、離乳食、その他特別に配慮を要する園児の食事等については、連携し安全面等での質の確保を図ること。
- (3) 気が付いた点などは、毎日の打ち合わせの中で、園長等に報告・相談し善処する。
- (4) 園敷地内駐車場の使用は可能であるが、業務従事者の人数により、受託者で駐車場を確保する場合もある。
- (5) その他の事項については、その都度園と協議する。